

佐賀市と株式会社イズミとの地域活性化包括連携協定書

佐賀市（以下「甲」という。）と株式会社イズミ（以下「乙」という。）は、次のとおり連携協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲と乙が相互に緊密な連携を図り、協働による取組を通じて、地域の活性化及び市民サービスの向上を図ることを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲と乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携し、協力する。

- (1) 地域の安全・安心及び地域防災に関すること
- (2) 子ども・子育て支援及び青少年育成に関すること
- (3) 環境対策及びリサイクル・エネルギーに関すること
- (4) スポーツ及び文化の振興に関すること
- (5) 健康増進及び地域福祉の推進に関すること
- (6) 地産地消の推進及び産業の振興に関すること
- (7) 市政情報・観光情報のPR・発信に関すること
- (8) その他、地域の活性化及び市民サービスの向上に関すること

2 甲と乙は、前項に掲げる事項を推進するため、その具体的な取組内容及び実施方法等について、別途協議の上、決定するものとする。

（協定の見直し）

第3条 甲又は乙のいずれかが、本協定の内容変更を申し出たときは、その都度協議の上、変更を行うものとする。

（有効期間）

第4条 本協定の有効期間は、協定締結の日から令和7年3月31日までとする。ただし、期間満了の1か月前までに、甲又は乙のいずれからも書面による申し出がない場合は、本協定の有効期間を期間満了の日から1年間更新するものとし、以後も同様とする。

（解約）

第5条 甲又は乙のいずれかが、本協定を解約する場合は、解約予定日の1か月前までに書面をもって相手方に通知するものとする。

（秘密の保持）

第6条 甲と乙は、本協定により相手方に開示する情報のうち、秘密である旨指定された情報（以下「秘密情報」という。）について、相手方の事前の同意がない限り、第三者に開示又は遺漏してはならない。

2 甲及び乙は、前項の秘密情報を善良なる管理者の注意を持って管理し、保管しなければならない。

3 前2項の規定は、本協定の有効期間終了後もその効力を有するものとする。
(疑義の決定)

第7条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関して疑義が生じた場合は、甲と乙が協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各自1通を保有する。

令和6年3月21日

甲 佐賀市栄町1番1号
佐賀市

佐賀市長

坂井 菜隆

乙 広島県広島市東区二葉の里三丁目3番1号
株式会社イズミ

執行役員 マーケティング本部長

小林 篤志